

仕 様 書

1 委託業務名

甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus (キャンパス プラス)」業務

2 目的

起業等は、自分のやりたいことを自分のペースでできる魅力的な働き方として、子育てや介護等により時間に制約のある女性や、一旦仕事を離れた女性が就業を考える時の選択肢の一つとなっている。

そのため、やりたいことが明確に定まっており、起業等の活動を始めている又は起業等の準備を行っている女性を対象に、実践的ノウハウの学びを提供する研修等を実施し、やりたいことを継続するための支援を行うことで、切れ目のない起業等支援体制の構築を目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)までとし、業務の開催日時は、企画提案の内容をもとに甲府市(以下「市」と協議の上、決定する。

4 業務内容

これまで、起業等をしたが、やりたいことが明確に定まっていない女性向けに、各段階に応じた研修等を実施し、女性の起業等を増やすとともに、多様な活躍や働き方を支援してきたことにより、やりたいことが整理され、自身の想いやアイデアが明確となり、起業等の活動を始める女性が増加した。

しかし、起業等の活動を始めた女性や活動準備段階の女性などへの研修等支援が少なく、過去の受講生から「経営に関する知識」「事業に必要な専門知識」など、実践的なノウハウの学びを求める声が上がっている。

そのため、やりたいことが明確に定まっており、起業等の次の段階に進みつつある女性を対象に、起業等準備及び創業期に直面する課題解決に必要な専門的知識を習得する研修等を実施し、やりたいことを継続して行えるよう、支援を実施していく。

業務内容は次のとおりとする。

(1) 受講者の募集支援

ア 対象者

やりたいことが明確に定まっており、既に起業等の活動を始めている、もしくは起業等の準備を行っている女性であり、経済産業省が分類(※)している起業準備フェーズの「フェーズ1、2」の段階にある女性。ただし、甲府市在住もしくは甲府市を拠点に活動している

(活動する予定も含む) 女性に限る。

※ 出典:経済産業省「平成30年度女性起業家等支援ネットワーク構築事業 女性起業家支援ノウハウ集」

イ 募集人数

20名程度とする。ただし、参加状況に応じて途中からの参加も受入れ可能とする。

ウ チラシデザインの作成

- ・募集のためのチラシデザインをすること。(A4サイズ・両面・カラー)
- ・チラシには、講座開催の日程及び概要を記載すること。
 - ※ チラシデザインの決定には、市の承認を得ること。
 - ※ チラシの印刷は、市が行う。

エ 留意点

- ・市では、広報こうふや甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」、公式SNSにおいて募集をするが、受託者においても受講者の募集に努めること。
- ・受講者の個人情報管理は市が行うが、必要に応じて受託者へ情報を提供する。

(2) 起業等支援セミナーの実施

受講者に対し、女性活躍の現状を踏まえ、起業等のやりたいことを継続するために有効な知識やネットワーク等を習得できる内容とすること。

ア 講座

- ・受講者に対する講座は、4回以上実施すること。
- ・「フェーズ0、1」の段階にある女性を対象としている甲府市女性起業等支援「Can-Pass(キャンパス)」の次の段階となる講座として開催すること。ただし、対象者のフェーズの違いに留意し、講座内容の差別化を図ること。
 - ※ 甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」に、過去開催「Can-Pass(キャンパス)」の詳細を掲載しているため、参考とすること。
- ・中小企業診断士、公認会計士、税理士、各種コンサルタント等の専門家による研修を中心とし、起業等準備及び創業期に直面する課題解決の際に必要な知識(事業計画作成、資金・収支計画、税務・会計、マーケティング計画、WEB戦略等)を習得することを意識した内容とすること。

(例) 起業等に必要な手続き、会計処理や確定申告など財務関係、SNS発信の仕方等

- ・受講者同士の交流する機会を、講座の中で設けるよう努めること。
- ・講座の進行(ファシリテーター)を行うこと。なお、進行については、タイムスケジュールを事前に市と協議すること。
- ・講座に必要な講師等の選定と手配を行うこと。
- ・講座に必要なテキスト等の作成をすること。

イ 留意点

- ・開催場所は、市の会議室や施設等の使用を可能とする。
- ・講座は、コロナウイルス感染拡大防止等、状況によりオンライン形式で開催する可能性

も考慮して計画すること。

- ・受講者が託児を希望した場合には、適宜対応すること。
- ・受講者に対し、写真撮影を行う場合、市ホームページ等に記載の確認を取り、その有無を記録し市に報告すること。
- ・その他、起業等やりたいことを実現したい女性の課題やニーズを踏まえ、必要と思われる具体的な提案があれば、盛り込むこと。

(3) 実施結果の分析、課題等の抽出

- ・講座各回終了後に、講座の様子がわかる写真、参加状況や内容を記録したレポートを電子データにて提出すること。
- ・受講者に対して、講座受講前と受講後にアンケートを取り、講座の効果等を分析して提出すること。アンケートの内容については、市と協議すること。
- ・受講者の受講前と受講後の状況の比較及び起業等の達成状況を報告すること。
- ・本業務を通じて、今後の方向性や課題等を抽出すること。

5 主な業務スケジュール（予定）

- (1) 受講者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結日～10月下旬まで
- (2) 起業等支援セミナーの実施・・・・・・・・・・令和5年11月～令和6年3月中旬
- (3) 実施結果の分析、課題等の抽出・・・・・・・・令和6年3月29日まで

6 成果物

受託者は、委託業務終了後速やかに事業実施報告書を市に提出すること。

(1) 内容

- ・講座各回終了後に提出したレポート及び撮影した写真
- ・受講者の起業等の実績（アンケートの分析結果、受講者の講座受講前と受講後の状況の比較、起業等やりたいことへの達成件数）

(2) 形式

ア 紙媒体

- ・2部（A4版、縦長、横書き、カラー）

イ 電子データ

- ・CD-R 1枚

※ 修正、印刷が可能な様式で納品すること。

7 委託料の支払い

受託者は、委託料の30パーセントを超えない額の範囲内で、前払いによる委託料の支払いを請求することができるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 成果物に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大等が発生した場合には、拡大防止に向けきめ細かな対応を図ること。
- (5) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ市が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、市に随時報告し、指示を受けること。詳細については市と別途協議する。
- (7) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者で協議を行い、業務を遂行するものとする。